

理事名簿

任期 令和7年に行われる決算に関する定時評議員会の終結時～選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会(6月開催に限る)の終結時

	役職	氏名	職名	理事としての資格の有無※				備考
			社会福祉法第44条第4項における理事の資格等	1	2	3	4	
1	理事	伊藤 栄	理事長	○	○	○	○	
			社会福祉法第44条第4項第1号					
2	理事	木藤祐二	常務理事兼施設サービス事業部長兼統括施設長	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第3号					
3	理事	藤原裕彦	常務理事兼子育て支援事業部長	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第3号					
4	理事	村瀬 勇	常務理事兼総務部長	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第3号					
5	理事	藤井康弘	社会福祉法人日本心身障害児協会理事長	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第1号					
6	理事	鈴木宙志	元公益財団法人浜名湖総合環境財団専務理事	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第1号					
7	理事	三室正夫	NPO法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部理事長	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第1号					
8	理事	土居孝臣	元天竜厚生会常務理事	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第2号					
9	理事	岸本敏和	行政書士法人アスカ総合事務所会長	○	○	○	○	
			同法第44条第4項第1号					

該当 NO	※理事としての資格の有無
1	社会福祉法第44条第1項で準用する同法第40条第1項各号の欠格事由に該当しない者
2	同法第44条第2項の兼職関係がない者
3	同法44条第6項及び施行規則第2条の10に定める特殊な関係がない者
4	租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定める特殊な関係がない者

監事名簿

任期 令和7年に行われる決算に関する定時評議員会の終結時～選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会(6月開催に限る)の終結時

	役職	氏名	職名	監事としての資格の有無※				備考
			社会福祉法第44条第5項における監事の資格等	1	2	3	4	
1	監事	高橋孝夫	元静岡県農林技術研究所班長	○	○	○	○	
			同法第44条第5項第1号					
2	監事	太田 毅	NPO法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部副理事長	○	○	○	○	
			同法第44条第5項第1号					
3	監事	三井啓義	浜松人事委員会事務局 調査グループ 主任	○	○	○	○	
			社会福祉法第44条第5項第2号					

該当 NO	※監事としての資格の有無
1	社会福祉法第44条第1項で準用する同法第40条第1項各号の欠格事由に該当しない者
2	同法第44条第2項の兼職関係がない者
3	同法44条第7項及び施行規則第2条の11に定める特殊な関係がない者
4	租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定める特殊な関係がない者

評議員名簿

任期 令和7年6月25日～令和11年6月

	役 職	氏 名	職 名	評議員としての資格の有無※					備 考
				1	2	3	4	5	
1	評議員	川嶋朗夫	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
2	評議員	三重野隆志	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
3	評議員	竹森公彦	社会福祉法人磐田市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
4	評議員	太田精一	社会福祉法人富士宮市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
5	評議員	大石 勇	社会福祉法人掛川市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
6	評議員	水野 明	社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
7	評議員	池野良一	社会福祉法人袋井市社会福祉協議会会長	○	○	○	○	○	
8	評議員	渥美 寛	天竜区自治会連合会会長	○	○	○	○	○	
9	評議員	松下敏昭	浜名区自治会連合会会長	○	○	○	○	○	
10	評議員	坂井久司	天竜区民生児童委員協議会会長	○	○	○	○	○	
11	評議員	大石篤郎	浜名区浜北民生児童委員協議会会長	○	○	○	○	○	
12	評議員	細川一郎	御利用者家族代表	○	○	○	○	○	
13	評議員	伊藤基久	浜松市浜北手をつなぐ育成会会長	○	○	○	○	○	
14	評議員	水島秀俊	元施設ご利用者	○	○	○	○	○	
15	評議員	三枝 亮	学校法人幾徳学園神奈川工科大学創造工学部教授	○	○	○	○	○	
16	評議員	新谷 司	学校法人日本福祉大学福祉経営学部教授	○	○	○	○	○	
17	評議員	高柳 弘	元天竜厚生会常務理事	○	○	○	○	○	
18	評議員	山本修二	元天竜厚生会財務部長	○	○	○	○	○	

該当 NO	※評議員としての資格の有無
1	社会福祉法第40条第1項各号の欠格事由に該当しない者
2	同法第40条第2項の兼職関係がない者
3	同法第40条第4項及び同法施行規則第2条の7に定める特殊な関係がない者
4	同法第40条第5項及び同法施行規則第2条の8に定める特殊な関係がない者
5	租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定める特殊な関係がない者